

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	北 村 嘉 彦 君	企画調整課長	藤 塚 康 孝 君
税 務 課 長	藤 江 和 明 君	健康福祉課長	小 川 裕 司 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	多 賀 靖 君
建 設 課 長	小 森 俊 宏 君	産 業 課 長	立 川 昭 雄 君
上下水道課長	太 田 宣 男 君	会計管理者兼 会 計 課 長	中 嶋 努 君
消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君	教 育 長	和 田 満 君
学校教育課長	藤 塚 正 博 君	生涯学習課長	川 瀬 桂 一 郎 君

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	古 藏 敦	書 記	陸 田 友 彦
書 記	広 瀬 有 里		

4 議事日程

日程第1 議第65号 土地及び建物の取得について

日程第2 議第66号 令和2年度垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和 2 年第 4 回垂井町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、お願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今臨時会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1 番 太田佳祐君、2 番 廣瀬隆博君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

しばらく休憩いたします。

続いて、全員協議会を行いますので、議員の皆さんは協議会室へ移動願います。

午前 9 時01分 休憩

午前 9 時30分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第 1 議第 65 号 土地及び建物の取得について

○議長（後藤省治君） 日程第 1、議第 65 号 土地及び建物の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 65 号 土地及び建物の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

行政機能の集約化を目的として土地及び建物を取得するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び垂井町議決条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 議第65号 土地及び建物の取得につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今回、取得をお願いいたします土地及び建物でございますが、かねてより購入に向けまして交渉を進めてまいりましたGOHパーク取得についてでございます。このたび取得の相手方3名と合意が調いまして、去る6月17日付で仮契約を締結したところでございます。

取得いたします土地につきましては、垂井町表佐字大持野1番2ほか8筆で、地積5,548.05平方メートル、予定価格2億3,000円。建物につきましては、垂井町表佐字大持野1番37、種類、遊技場・駐車場ほか、建物構造、鉄骨造陸屋根6階建て、延べ面積9,841.66平米、予定価格5,139万7,000円、総計2億5,140万円でございます。

別表を御覧ください。

土地につきましては、土地の所在地、垂井町表佐字大持野1番2ほか4筆、地積、合計4,991.36平方メートル、取得価格1億8,521万円で、取得の相手方は、愛知県津島市新開町1丁目6番地、株式会社義津屋、代表取締役 伊藤彰浩でございます。

続きまして、土地の所在地、垂井町表佐字大持野39番2ほか2筆、地積、合計460.64平方メートル、取得価格1,224万1,000円、取得の相手方、愛知県津島市新開町1丁目6番地、株式会社ワイストア、代表取締役 伊藤彰浩でございます。

続きまして、土地の所在地、垂井町表佐字大持野46番2、地積96.05平方メートル、取得価格255万2,000円、契約の相手方、岐阜県不破郡垂井町表佐1548番地、多和田隆でございます。

建物につきましては、所在地、垂井町表佐字大持野1番37、建物の種類、遊技場・駐車場ほか、建物の構造、鉄骨造陸屋根6階建てほか、延べ面積といたしまして、9,841.66平方メートル、取得価格5,139万7,000円、取得の相手方につきましては、愛知県津島市新開町1丁目6番地、株式会社義津屋、代表取締役 伊藤彰浩でございます。

以上、仮契約の内容でございまして、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。

なお、議決を賜りました後は、本契約締結の上、御協力を頂きました3名の方に対しまして、早々代金を支払うべく手続に入りたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 御質問させていただきたいと思えます。

ただいま上程されました議第65号の土地及び建物の取得についてでありますけれども、私、本会議主義でございますので、こちらで質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど全員協議会でもお話がありましたけれども、あえての確認という形の質問になります。

今回の件は大変大きな案件でありまして、取得するからには、この4に取得の目的ということで行政機能等集約化ということがうたってあります。取得するからにはどう使っていきたくかというのが明確になっていないといけないと思っています。何を集約していきたくかという形で、やはりこういった議場でしっかりお話を頂けたらなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） ただいまの木村議員からの御質問でございますが、具体的にというお話でございますが、先ほど全員協議会のところでもお話ししましたとおり、現在、検討委員会も立ち上げまして、その中で今検討中でございます。

そして、これにつきましては、旧庁舎跡地というところの特別委員会にも諮ってまいる次第でございますので、まだまだここで具体的に機能をお話しするところまでは至ってはおりません。ただ、旧庁舎跡地のところにつきましては、にぎわいというものの創出とか、いろいろな目的もございます。それを含めて、庁内の行政機能を今見直しているところでございますので、御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） ちょっと補足で御説明申し上げたいと思いますが、議案書に書いてございます行政機能の集約化ということがまず大きな目的でございます。なお、その詳細にわたりますと、かねてから議員各位の所管の委員会でありますとか、過日は特別委員会も設置される中で、これから1階に入れる行政機能の集約化の内容につきましては、議会で十分協議をした上で決めていくということを既にお話をさせていただいている予定でございますので、御理解賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 副町長と町長、御答弁ありがとうございます。

現在の段階で検討委員会で検討中ということのお答えでありまして、なかなかお話しがされにくいという格好でありますけれども、現在段階の、例えばどんな施設がそういったところの検討に上がっているのか、そういったこともやはり町民さんは大変興味があると思うんですよ。目の前のこういった大きな施設が垂井町によって買われていくということで、垂井の景色がさま変わりしていくわけですよ。そういったところが、やはり町民さんの知らないところだというふうなのがやはり不安につながると、特に今こういった御時世でございますし、やはり先の見通せない中では、こういったことがやはり少しでも早めにお知らせが頂けるといいなというふうに思っていますので、再度そういった部分で踏み込んでお聞きをしたいと思いますが、あと今町長さんのお話にもありました、副町長にもありましたけれども、やはり議会のほうでは庁舎の跡地の特別調査委員会ということで、これは大変重要な委員会だと私も認識

しておりました、この機能と併せ持つてしっかりと取り組んでいかなければならないと思っておりますし、ここへ、この委員会にやっぱり早い段階で下ろしていただかないといけないなと思っております。その辺りも併せてお聞かせいただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 木村議員のお考えはごもっともなところもございます。しかし、ただいま垂井町の、私どもで検討に入っておりますのは、首長が暴走することのないように、そしてまた各課の所管の十分なる検討を持ち上げた中で、最終的に町の素案というものを、ぜひとも議会のほうへぶつけていきたいというスケジュールで現在調整をさせていただいております。その上で、いち早くその検討を、急ぐのはもちろんでございます、議員のおっしゃるとおりでございますが、その検討がなされる、結論が出ず、手前で、本日ここで私の思いだけで語るわけにはまいらないということの御理解をぜひともお願いしたいところでございます。よろしく願いしたいと思います。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 4番 若山。

私、この議案書の別表というところを見させていただきながら質問をさせていただきます。

まず義津屋さん、それからワイストアさん、それから多和田様、この3者それぞれ平米単価が違うんですね。もともとこの物件に関しましては、競売によりまして義津屋さんが取得されたというような経緯がございまして、その競売価格というのは、当然住民も承知になるだろうと思っておりますし、もう承知されているものと思っておりますけれども、それにプラスアルファという形になっておるわけですね、このトータル金額。

それと、それぞれの単価がそれぞれ違うんですね、これ。当然、鑑定等を入れられての価格設定なのかもしれませんが、相手方があられますので、その協議の結果、こういった形になったという、そういったトータルの経過、経緯をもう一度この本議会の中で明確にしておいていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 若山議員からの御質問でございます。

経過、経緯の御説明をさせていただきます。

当初、競売にかかった物件につきまして、昨年12月17日に2億2,000万円で義津屋さんが落札をされたということでございます。その後、義津屋さんのほうから垂井町にどうかというお話がございまして、交渉を進めていったわけでございます。

義津屋さんのほうからは、当初3億以上の金額の御提示がございました。垂井町といたしましても、なかなか大きな買物になるということで、当初私のほうも土地につきまして不動産鑑

定等を行っておったものをございましたので、そちらの金額等々から交渉を始めていったわけ
でございます。私どものほうは、やはり2億5,000万円ほどでどうかというような、最初提示
をいたしまして、そこから交渉事が始まりまして、今回の2億5,140万円という金額に落ち着
いたわけでございます。

不動産鑑定の際に行っておりました金額を基に、ワイストアさんが、坪単価が約8万7,850
円、多和田さんにつきましても8万7,849円ですか、ちょっと細かくなりますが、そういう金
額でお願いするというので、交渉の相手方は3者とも代表で義津屋さんが交渉の窓口になっ
ていただいておりますので、義津屋さんと私どもと交渉をして、ワイストアさん、それから
多和田さんの分も義津屋さんを窓口に交渉をしていったわけでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございます。

義津屋さんがお持ちの4,991.36平米、ここの単価だけが突出しておるんですね、1万円ほど。
これは恐らく、恐らくといいますか、次のページに記載してあります建物ですね、5,139万
7,000円相当する、これの当該敷地になろうかと思うんですけども、ここら辺の、これ当然、
今鑑定と言われましたけれども、どちらかというとその建物が建っているところに関する鑑定
がこんなにも差があるもんかなあというような部分もございまして、そこら辺だけもう一度お
伺いしておきたいと思います。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 義津屋さんの契約につきましては、契約等々、それから取得される
事務手続の部分で義津屋さんのほうから提示があったと、義津屋さんはそれだけ自分の、何て
いうんですか、利益といいますか、義津屋さん、通常の手続費用ということで持っておら
れるということでございます。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 土地及び建物の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議あり
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第66号 令和2年度垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第66号 令和2年度垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第66号 令和2年度垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託に関する協定の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

公共下水道事業の進捗に伴い、今後の汚水流入量増加に対応するため、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長 辻原俊博と工事の委託に関する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） それでは、議第66号 令和2年度垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託に関する協定の締結について補足説明をさせていただきます。

このたび、日本下水道事業団と協定締結を予定しています施設は、汚水流入量の増加に対応するための水処理施設の2系列目を増設するものでございます。

この増設する施設の全体計画としましては、期間を令和2年度から令和6年度までの5か年、総事業費は16億8,360万円といたしまして、予算措置につきましては、令和3年度から令和6年度の債務負担をお認めいただいているところでございます。

お手元の資料の垂井町浄化センター一般平面図を御覧ください。

赤色着色部分が今回の増設箇所でございます。

資料の2枚目が水処理施設の詳細図となります。

今回整備をする施設は、完全稼働時には1日4,400立方メートルの汚水処理能力を持つ施設でございます。このうち、令和6年度までに2分の1の能力、2,200立方メートル分を完成させ、汚水処理を行うものでございます。

今回の協定の工事の内容は、躯体の建設工事に係るもので、令和2年度は土工、土留め工等の仮設工及び基礎ぐいの設置を行いまして、令和3年度は躯体の構築工事、令和4年度は引き続き躯体の構築工事を行いまして、その後仮設工の撤去を行う予定としております。

協定書でございますが、協定の目的は令和2年度垂井町浄化センター水処理施設増設工事、協定の方法は随意契約、協定の金額は9億9,700万円、協定の相手方は日本下水道事業団でございます。また、この協定に基づく建設工事の完成期限は、令和5年3月31日としております。

なお、去る6月22日に仮協定を締結いたしまして、本協定を締結するに当たり議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 4番 若山。

教えていただきたいと思います。

議第66号のずっと下のほうですけれども、協定の方法は随意契約となっております。随意契約につきましては、地方自治法第234条の契約の締結の条項の2項を受けまして、地方自治法施行令第167条の2、随意契約の条項ですけれども、こちらの第何号をもってこの随意契約とされているのか教えていただきたいと思います。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） 若山議員の質問にお答えしたいと思います。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするというふうにしております。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 令和2年度垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託に関する協定の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和2年第4回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前 9 時55分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 太 田 佳 祐

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博